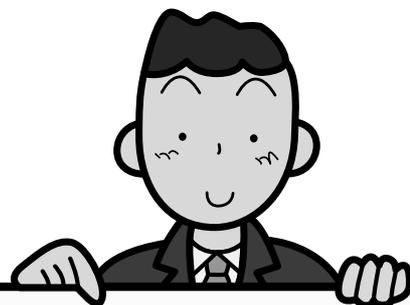


# とちぎ社労士 No.84

そこで人が  
働いている限り  
社会保険労務士の仕事は  
なくなるらない

- ★研修会参加報告
- ★アスベスト労働災害対策室より
- ★ナンカヘン!念書(兼同意書)
- ★「月刊 社労士」に原稿の掲載を拒否されました
- ★会員の声
- ★新入会員紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記



発行

栃木県社会保険労務士会  
宇都宮市鶴田町3492-46  
TEL 028 (647) 2028  
E-mail アドレス  
tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp  
発行人 大塚敏治

## 研修会参加報告

本年度の各研修会も、最終段階に入ってきました。  
これまで寄せられた受講者の感想を紹介いたします。

(事業委員会)

私は昨年7月に開業しました。かねてから興味があった在職老齢年金と雇用継続給付についての研修会が、昨年末県北支部で開催され参加させていただきました。

数年前、社労士を目指し始めた頃、受験予備校で社労士である講師から在職老齢年金と雇用継続給付の制度を用い60歳以降の働き方の説明を受けました。それまで雇用継続給付という制度の存在すら知らなかった私にとって大変な驚きであり、社労士はこのようなことまで知っているのかと感心しました。当時、私の周りの企業経営者や在職中で60歳以上の方に尋ねてみましたが、知っている人はほとんどいませんでした。

今回の研修会では、まず総報酬制導入後において在職老齢年金がどう変わったかという説明があり、次に実際に賃金が低下した場合、賃金+在職老齢年金+雇用継続給付の収入から社会保険料、雇用保険料、所得税を控除した手取り額がどのように推移していくかを幾つかの賃金シミュレーションを基に説明していただきました。仮に賃金が低下しても、社会保険料等は低下後の賃金に対して計算されるため大きく減少し、そこに在職老齢年金、雇用継続給付を受給すれば手取り額は、賃金が低下する以前とそれ程変わらない事が分かりました。

この仕組みは企業にとっては人件費を削減でき、一方従業員にとっては手取り額を減らさずに働く事ができるという効果があります。確かに従業員にとっては賃金が下がる事に対しては抵抗があるかもしれませんが、しかし、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、60歳以降も働かなければ生活できない、元気なうちは働きたいと考える人も現在多くなっています。定年後に新たな職場を求めより、既に仕事の内容を熟知し人間関係が築かれている同一の職場で働ける意義は大きいでしょう。

さらに、今年4月から高年齢雇用安定法の改正により、雇用確保措置の実施が企業に義務づけられ、継続雇用制度を導入する企業が大多数となっています。特に再雇用制度では、制度導入の決定から各企業に適した基準づくり、実際の運用に至るまで検討を要する点が多くあります。その中で、労働時間、労働日数を含めた労働条件の変更によって賃金をどう設定するかという問題も生じます。その時、この在職老齢年金と雇用継続給付の仕組みを我々社労士が分かりやすく説明できれば、企業・従業員双方にとって喜んでいただけるに違いありません。私自身、研修会で教えていただいた知識を顧問先に提供していきたいと考えております。

最後に、開業して間もない私に、研修会の受講の機会を与えてくださりありがとうございます。

(県央支部：川田 和宏)

今回の自主研修会のテーマは、「年金・労務相談員育成のための研修」という事で私は個人的にも最も興味のある分野です。社会保険労務士として開業したならば、是非やってみたいと以前よりずっと思っていました。市役所や他の会場において豊富な知識を相談者に惜しげもなく提供して、最後に「どうもありがとうございました。」と相談者に言われて、「また何かありましたら、是非相談に来てください。」と笑顔でお見送りするといったような、現代社会におけるほのぼのとした人間模様は、開業してまだ間もない私にとって憧れの情景です。

さて研修会の内容ですが、最初は田中専務理事にお話を頂きました。宇都宮市役所での相談事例をお話

しいたいただきましたが、この私もそうでしたが会社員をやっているといろいろなストレスや悩みを持つものです。そんな相談者に対して田中先生は「あなたならしっかりしているから自分で独立してやってみなさいよ。」と適切なアドバイス。正確に言うとこれは人生の選択を後押しする力強いお言葉。もしこの私が相談者なら希望に満ちて帰っていったことでしょう。

そして、休憩の後は森副会長の足利市役所での相談事例をお話いただきました。先生は、相談事例を問題形式にてみんなに考えさせ、誰かを指名して回答させるという手法でした。なかなか集中させられました。さすがです。いつ指されるかわかりませんし、「自分ならこうするかな。」と真剣に考えました。しかし、私もまだまだ知識不足です。良い回答が思いつきません。改めて諸先生方の偉大さを見せ付けられたといった感じです。こんな自分でも将来的には相談員になれるのか不安になってしまいます。

最後は、杵渕先生にお話しをいただきました。先生は、開業して間もなく未熟者であるこの私にも気さくに話しかけてくれますし、すごく紳士的で個人的に尊敬できる先生です。また杵渕先生らしく、たくさん資料を用意して下さいました。忙しい自分の時間をさいて、私たちのために情報を提供してくれてとてもありがたいです。そんな中にも杵渕先生らしさ、社会保険労務士としての熱い思いが伺えます。先生には、年金に関するお話しをいただきました。その中でも年金相談に関する“かきくけこ”特に印象に残りました。なるほどです。年金相談とは、まず聞き出すことですから。

研修会全体をとおして私が感じたものは、やはり先生方の知識の豊富さです。当たり前ですけど、「私と先生方のどちらに相談する」となった場合結果は歴然です。この違いは、当然に普段の顧問としての業務においても同様です。こういった知識を売る商売で飯を食うと決めた以上、日々の勉強は当たり前でして、今は知識が豊富な諸先生方も最初からこうであった訳ではなかったでしょうから、私も今後日々知識の習得をしていかなければなりません。この度はこのような研修会を開催していただきありがとうございました。

(県央支部 高橋 克佳)

毎月、実務研修会に参加させていただいております。私は、実務経験のない状態での開業でしたので、このような研修会は大変ありがたい機会となっております。参加させていただくたびに、自分の未熟さを痛感し、まだまだ学ばなければならないことがたくさんあると感じております。

自分なりに書籍などを利用して実務の知識を高めようとしておりますが、研修会では講師の先生方のわかりやすい説明もあり、書籍からでは学べないことも多く、実務の知識を高める絶好の機会となっております。

私はまだ、開業して6ヶ月目に入ったところで、日常業務の大半は顧問先の開拓となっておりますが、営業先の会社で「迅速で正確な手続きができます」と言っただけでは、なかなか社長さんを引きつけることができないこともあり、まだ経験が浅いにもかかわらず、より付加価値のある業務を追い求めてしまうこともあり、たびたび反省しているところです。そんなときに研修会に参加させていただくと、1・2号業務の大切さを改めて実感することができます。

実務の中で、研修会で扱われたテーマが直接役立つ機会もしばしばあり、研修会での資料を活用させていただいております。先日は、労働保険の未適用事業所の新規適用の手続きを引き受けました。この際には、森田孝子先生の労働保険徴収法の資料等を参考にさせていただきました。また、顧問先となった会社の中には36協定を提出していない会社もあり、潮田先生の資料を参考にさせていただいたこともありました。

今後もこのような研修会には積極的に参加させていただきたいと考えております。

(県央支部 小玉 高史)

8月に始まった研修会を現在第3回目まで参加させていただいております。毎回、諸先輩方の実務に直結したお話を聞くことができ大変勉強になっております。

現在、勤務社労士として実務を勉強させて頂いておりますが、たった1枚の書類でさえ完全に仕上げるのに悩み戸惑う毎日で、模範書類のように簡単に書類を仕上げる事が出来ないもどかしさを日々痛感するとともに実務の幅広さに驚かされる毎日です。

研修会に参加させていただき、特に労災関係の回では日頃から疑問に思うことを分かりやすく解説していただき本当に勉強になりました。私の基本的な質問にも丁寧にお答えいただき大変ありがたく思っています。5号及び死傷病報告の書き方や休業補償については、日頃から様々なケースに応じて悩むことも多く、私自身不安を抱えながら書類に向き合っている状態でしたので、諸先輩の仕事の進め方、書類上での工夫を参考に事業主及び労働者の方の立場を十分に考慮し仕事に臨んでいきたいと思っております。

また、現在まで3回に渡り研修会に参加して「自分ひとりで悩むこと全くない」ということを改めて感じました。研修会に参加するまでは、こんな基本的なことを今さら聞いてはいけないのではとひとりで悩んでいることも多く、自信のないまま実務をこなしていたようなことも多く感じられました。毎回、各回の最後に日常業務での質疑応答の時間が設けられておりますので、私の本当に些細な質問にもとても分かりやすく丁寧に説明していただいております。研修会修了後にも質問させていただくこともあり、ご迷惑をおかけすることもあるのですが、恥は今のうちにとなるべく積極的に質問するように心掛け、不安なことを不安なまま帰ることのないようにしています。

研修会も残すところ後2回となりましたが、社会保険に関しても私自身理解しきれていないことがあまりにも多く、研修会でこれらの疑問を一つでも多く解決できることを期待しています。

最後に、研修会を通して諸先輩方の支えを感じることができましたことはもちろんのこと、同年代の方たちとの交流も取ることができ、少しずつではありますが一步一步社労士としての成長を感じております。また、幅広い実務に関してこのような研修会を開催していただいていることに改めて大変感謝するとともに、残り2回の研修会を有意義の一つでも多くのことを吸収できるように真剣に臨んでいきたいと思っております。

(県北支部 渡辺由貴子)

---

私は平成14年の試験合格後、縁あって会計事務所の社会保険部門にお世話になることになり、約2年の間社会保険事務に従事してきました。

ただ、前職は全く畑違いの仕事に就いていたため、もちろんスムーズに業務をこなせるわけもなく、試験勉強で得た知識と実務との大きな違いに毎日戸惑うことばかりでした。

今から振り返ると何でもないような小さなところでも悩んでしまい、なかなか前に進むことが出来ないという状態がままありました。実務を身に付けるにはそれ相応の時間がかかると自分に言い聞かせてはいたしましたが、それでもいつまでも自信が持てずにいました。

そこで、きちんと実務知識を基礎から習得したい、法改正などの情報を使える知識として身に付けたいという思いから社会保険労務士会に入会することにしました。

入会してみて研修会、研究会を中心とした実務能力向上のためのカリキュラムがたくさん予定されており、本当に入会して良かったと感じました。しかし、とても楽しみにしている反面、内容についていけるかという不安もありました。そんな思いの中、早速2回の研修会と1回の研究会に参加させていただきました。

参加してみて、私の不安はすぐに杞憂だとわかりました。講師の先生方のお話は、市販の書物では得られない生の情報をもとにしており、とても面白く又分かりやすく法律を理解させてくれました。経験の浅

い私にはとても勉強になりそして楽しく感じました。

講師の方々は実務での経験談や時には失敗談なども交えて話してくださり、ベテランの先生方でもやはり初めの頃は失敗をしていたんだなあ、と思うと少しほっとしたりもしました。

研修の内容も、日常業務で扱うことの多いケースを中心に基本的な申請書の作成方法からつい見逃してしまいそうな細かい点まで説明してくださりととても有難く思っています。日頃よく作成するものも改めて説明をしていただくと、納得したり時にはその意味の重要性を再確認したりして驚くこともしばしばありました。

今までは分からない事があると自分の持っている書物や資料と格闘し、机上の知識だけを頼りに何とかやっている状態でしたが、これからは難しいことにおつかった時には相談できる先輩方がいらっしゃると思うととても心強く感じています。

これからどれだけの研修会や研究会に参加すれば日々の業務に自信が持てるようになるのかは分かりませんが、常に勉強を怠らず時間の許す限り研修会には出席させていただきたいと考えております。

また、入会して間もないため知り合いの方が少ないので、研修会に参加した時には色々な先生方と積極的にお話させていただき親睦を深めていきたいと思っております。

今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。

(県西支部 齊藤 智会)

県央支部研修会（H18.10.11開催）は、身に沁みた研修会でした。私は現在、小野幸夫先生の開業塾で基本的な法律の読み方・考え方から役所との対応、業務に対するスタンスなど社労士に関することは限りなくオープンにご指導を頂いています。そして、この研修会で講師を務められた藤沼清市先生、齊藤学先生は、常日頃、会の研修会などにおいてその持てる経験、ノウハウ、資料などを惜しげも無く披露いただき、また他にも講師を務めていただいた先生方においても同様に大変貴重な研修を行っていただいています。栃木県の社労士会には、このような風土が生きていて素晴らしい研修環境にあるといつも思います。しかし、これはこの研修事業を取り仕切る先生方、講師陣のご苦勞、熱意があつての事だと思えます。私自身も何度か講師として人前で話す機会がありましたが、その資料作成、テーマについての勉強、話し方まで含め大変な労力と勉強を使い、やっと30分程度の講師を務めたことがあります。恥ずかしながら内容については、会の研修会の講師の先生方には及びもしますが、一生懸命やった思い出があります。しかし、残念なことに講師が話している最中に、3名一度に退席するという出来事がありました。この研修を行うために講師の方々がどれほど労力と時間を費やしたかを考えれば、とても出来ない失礼な行為です。この日、ある先生から社労士の研修も大切だが、一人前の大人としての研修が必要ではないかというご意見がありました。常日頃、社労士としての成功を夢見て、業務を行い、営業を行っていても、省みれば私自身にも当てはまることはいくらかもあることだと思えますし、社労士として一人前になる前に人としての研修も積まなくてはならないと身に沁みて感じた研修会でありました。

さて、第1部は、齊藤学先生の「労災保険法に基づく費用徴収及び第三者行為災害による求償について」でしたが、非常に難しいテーマです。これまでも何度か研修を受ける機会がありましたが、分かったようで分からない、腑に落ちていないのが現実で、熱心に講師をして頂いた先生には申し訳ない次第です。これだけの見識と資料を披露していただいてもやはり実務で扱っていないのが、理解に欠ける部分だと思えます。しかし、一つだけ理解できたのは役所のパンフレットは鵜呑みせず、疑ってかかれということです。「強化されます」と費用徴収制度のパンフレットでは謳っていても、何も変わっておらず、強化もされていないのです。何も知らない事業主や社労士はまんまと騙されています。我々、社労士が役所に騙されないためにも費用徴収をもっと奥深く理解しなければならない、これは事実と思えます。

次に、第2部は、藤沼清市先生の「退職（解雇）時のトラブル事前防止策について」でした。このテーマについては、常日頃考え、どうしたら良いか悩むことが多い問題です。と言うのは、私自身の軸が定まっていなかったため、その時その時で考えがぶれてしまっているからです。当然、同じような問題でもそれぞれ別な人が介するので一つとして同じ解決策にはならないと思いますが、その軸としての「物差し」を持っていないと、ぶれるのはごく当たり前のかなと思います。改めて先生の資料を読み返しても、この問題に対するエッセンスを凝縮して作成された資料であり、ご自分の言葉で書かれたものと拝察します。「人を粗末に扱うな」ということは、正に人に深く関係する職業である者として大きな軸であり、私自身の「物差し」の一つとしていきたいと思っています。それだけに途中退席の件は残念ではありますが、逆にそのことでこの研修の理解が深まった部分であり、改めて基本的な姿勢に対する見直しが出来た研修会でした。両先生に感謝いたします。

(県南支部 田邊 勇輝)

7月に入会して、4回、研修会に参加しました。毎回、大変貴重な時間を過ごさせて頂いております。

初めて参加しました、社会保険労務士実務研修会（全5回）の第1回目では、私は、提出代行と事務代理の違いについて全く知りませんでした。それに続いて、労働基準法（36協定・変形労働時間等）、（労基署、是正勧告への対処・是正報告等）と、講師の先生方が実務に基づいて、解りやすく説明をして下さるので、すんなりと理解ができました。

次に参加したのが、自主研究会で、宇都宮市役所や足利市役所での労務相談会の事例研修会でした。先輩の先生方のように、相談に来られる人たちに、解かりやすく話ができるようになれたらと思いました。毎月行われる無料相談会に、オブザーバーとして、同席できるとお聞きしたので、ぜひ、同席したいと考えております。

第2回目の研修会では、労働保険徴収法、雇用保険法、平均賃金についてでした。労働保険徴収法は、試験の時に勉強した時よりもはるかに実践的で、身につきました。平均賃金の計算でも、試用期間中に事故がおきた場合や、病気やけがなどで欠勤がある場合の計算など、いろいろな計算があり、大変勉強になりました。

次に参加したのが、県央支部研修会でした。研修内容は、強制徴収についてと、退職（解雇）時のトラブル事前防止策についてでした。内容は、実務研修会より難しく、初めて耳にする単語がたくさんありました。第1号債権は、保険料債権等、第2号債権は、助成金等、第3号債権は、過払納金等があり、第1、2号債権は、強制徴収できるが、第3号債権は強制徴収はできない。また、第3号債権に対して、念書等の支払いに対する約束をした場合は、第2号債権となるため、強制徴収の対象となる、等、この研修会に参加しなければ知り得なかったことばかりで、参加して本当によかったと思っています。

これからも参加を予定している研修会もあります。登録してからまだ4ヶ月の私でも、大変解かりやすく、勉強になる研修会ばかりです。今後も積極的に参加していきたいと思っています。

(県南支部 川上 容子)

今回、「県央支部研修会」に参加させていただきました。

私自身、研修会には時間が許す限り（これが結構許すのが、情けないやら、嬉しいやら）出来るだけ参加させて頂き、先輩方の経験談を有り難く拝聴させて頂いております。

実際には自分自身が実際に体験していかないと身につかないと思っておりますが、「これから先、どんな事件が待ち受けているのか？」と興味津々であります。

当日はテーマが興味深かったこともあり、いつもより出席者が多かったようです。1番目のテーマは齊

藤学先生による「費用徴収」の話で、「国の債権の管理等に関する法律」及び「債権管理事務取扱規則」にまで話が及び、社労士の受験内容をはるかに超えた、法律家としての奥深さを、疑似体験する事が出来ました。

2番目のテーマは藤沼清市先生による「退職・解雇時のトラブル事前防止策について」で、法律を背景にしながらも「人を大切に作る心」が最も重要である事を気付かされました。

この難しいテーマで数多くの事例を交えてお話をされるのは、並大抵ではない経験と勉強の蓄積があると思います。惜しげもなくノウハウを公開して頂き、本当に感謝しております。また、将来自分自身が先輩先生のようになれるかが甚だ疑問ではありますが、日々、精進していくしかないと覚悟しております。

さて当日、藤沼先生の講義の途中で、無断で席を立たれた方が複数おり、藤沼先生・金沢先生より「愛の激怒」が発せられ、会場は一瞬静まりかえりました。

「失礼な事、非常識な事」を「怒れなくなった大人・怒られなくなった若者」が日常風景となって、何もなかったかのように過ぎていく寂しい時代に、最近世間でめったに見る事が出来なくなった「熱い光景」を体感いたしました。

忙しい時間（講師の先生程、多忙だと思います）を調整して、十分な下準備をして、私達の為に無償の研修をして頂いている事を、参加者はもっと有り難く意識して、感謝すべきだと改めて思いました。

これからも宜しくご指導願います。有難うございました。

(県南支部 太田代 徹)

## 研修会へ参加される会員の皆さまへ

- 出席される方は、必ず「出席」のご連絡をお願い致します。
- 出欠返答の締切日を守って下さい。
- 出席のご連絡をされた方でも、当日欠席される場合は必ず改めてご連絡下さい。
- どうしても研修会途中からしか参加できない場合や、途中までしか参加できない場合は事前にご連絡した上で、当日は研修会途中ではなくて休憩中に入退出して下さい。
- 研修会途中での入室や退出は、ご遠慮下さい。
- 研修会中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定して下さい。

## 関東甲信越地域協議会が開催されました

「平成18年度 関東甲信越地域協議会 秋季定例会議」が10月19日(木)に日光市の鬼怒川グランドホテルで開催されました。この協議会は関東甲信越地域の1都9県の社労士会(東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・群馬・新潟・長野・山梨・栃木)で構成されていて、各社労士会が持ち回りで当番会となって春と秋の年2回定例会議を開催しています。今回は栃木会が当番会でした。来賓の栃木社会保険事務局長・山本修司様、連合会の大槻哲也会長をはじめ、各社労士会から60名を超える方が参加されました。

大塚会長による開会挨拶、協議会会長挨拶、連合会会長挨拶、来賓挨拶などに続き、連合会から情勢報告が行われた後、議事に入り報告事項と各社労士会から出されました協議事項について質問、意見、要望などが議論され、連合会担当者から回答がなされ、ほぼ定刻通りに無事終了することができました。

### 主な協議事項は次のとおりです。

- 「ADRに絡む総合労働相談所の開設に関する条件は何か」
- 「事業主署名省略による電子申請の進捗状況と今後の課題」
- 「社会保険労務士は労働審判制度にどのように係わることになるのか」
- 「社会保険労務士試験に関し、試験委員名の公表について」
- 「連合会の理事会等の運営改善と連合会会費の引き下げについて」
- 「社会保険労務士手帳の無償配布について」

(総務委員会)





## アスベスト労働災害対策室 無料相談会の経過状況(2)

第1回報告では相談9件についての経過状況等を報告しました。今回は新たな相談1件と前回報告した胸膜中皮腫による死亡相談についての調査状況を報告します。

### (1) 10件目の相談内容と対応について

#### (相談内容)

相談者は、昭和55年からある会社の下請作業員として、石綿を粉にする作業に長年従事していたが、朝晩、咳、痰があり、今年3月の健康診断で慢性気管支炎と診断され、現在、通院している。(相談者の話によると、相談者が石綿と関連を医師に訴えたところ、何の回答も得られず、相談を申込んだとのことであった)

#### (相談者への対応)

- ① 現在、石綿との関係が明らかな疾病として、石綿肺、肺がん、中皮腫などがある。
- ② 石綿粉じん作業に長年、従事し、咳、痰があり、慢性気管支炎と診断されていることから、まず、石綿肺が疑われる。
- ③ 石綿肺はじん肺の一種であり、じん肺法が適用される。
- ④ じん肺法では、胸のレントゲン写真の映像からじん肺の程度を判定する。
- ⑤ じん肺法に規定される「ある程度」のじん肺(管理区分2又は3)であり診断された慢性気管支炎がじん肺によるものと判定された場合には、労災補償を受けることができる。(管理区分4はじん肺が労災補償の対象となる。)
- ⑥ じん肺の診断はじん肺専門医の受診を勧める。また、その際の診断で他の石綿関連疾患についてもある程度の診断がされる。(最終判断は専門医。)

※10月16日現在で未受診とのことから、早期の受診を再度、勧めたところ、石綿肺が判明し、医師の指導により相談者が「じん肺管理区分申請書」を提出したとの連絡を10月27日に受けた。(初の成果になりそうです。)

### (2) 胸膜中皮腫死亡相談のその後の経緯

9月18日、当方からの協力要請に応じてくれた神奈川県下の1社を訪問しました。被災者が最後に勤務した会社でしたが、社長と被災者は古くからの知人であり、長時間にわたり被災者について話を聴くことができました。

その結果について一部を記載します。

- ① 金型制作会社でも熱処理工程のある会社とない会社があること。
- ② 訪問した会社及びその前に被災者が勤務した会社では、石綿との接点は見出だせないこと。
- ③ 被災者が卒業後、最初に就職した会社では、製造する品から判断して熱処理工程があったと思われること。(熱処理には高温炉が使用される。)

これらの事や被災者に関する事などを相談者に約束どおり報告をしたところ、相談者から思わぬ情報が知らされました。

その情報は、被災者が大学卒業後に就職した会社での勤務状況等を記した手帳が存在し、その手帳には高温炉についての記載が多数あるとのことでした。送付され記載事項を確認すると、被災者は大学で学んだ金属熱処理知識を請われ就職し、高温炉の技術者としてその会社に勤務していたようでし

た。

石綿は優れた耐熱性を有していたことから耐火レンガに混合され、また、被覆材として高温炉に使用されていたことは明らかにされており、高温炉曝露による中皮腫発症例は、鉄鋼関連業種を主にいくつか業種で報告されています。

しかし、当時の耐火レンガのすべてが石綿関連作業に規定する石綿製品とされるのか、また、すべての高温炉補修作業が石綿関連作業とされるのか疑問であり、被災者が最初に就職した会社の協力をいかにして得るかが、労災認定請求への課題点と考えています。

最後に、最近、全くマスコミ報道がなくなった「アスベスト問題」が今後、問題の性質を異にするものの、社会的に現在も増加し続けている「エイズ問題」と同様な扱いにされてしまうのではと心配しています。

(アスベスト労働災害対策室 沼尾 和夫)

# ナンカヘン

個人情報保護法の施行に伴い、今般、労災保険給付請求時の念書の様式がまた変更となりました。

この個人情報保護法の施行によって、雇用保険被保険者証から事業所名の欄が消えました。

理由は、被保険者が次の就職先へ行くときに被保険者証を持参するので、前の事業所名が分かってしまうから、ということらしいのですが、おエライ方は何を考えているのやら、人を雇い入れるのに身元・経歴を把握するのは基本中の基本でしょう、そんなことは一切斟酌せずに個人情報保護のお題目を唱えて事業所名を削除した次第です。

片やそういうことをしながら、この念書については4の項目を平成16年度から書き加えてきたのです。

元来保険契約は保険会社と契約者との間の取り決めごとでありそれをどのように扱うかは当事者間の問題であって、行政庁が不当に民事に介入するのは甚だおかしいのです。

その呆れた項目を作成したのはどうして?と考えると、霞ヶ関のおエライさんが損保会社から竜宮城のような接客を受け過ぎたからではないのか?と勘ぐってしまいます。

私達社労士も個人情報保護には厳しく対処していかなければなりませんので、人身障害保険とは何なのか、この念書に署名することの意味・結果等を大切なお客様に懇切丁寧に説明し、新様式を使う場合には、第三者行為災害届の第12項および念書(兼同意書)の項目4の(1)(3)(5)については二本線を引いて抹消したものを使用するという必要ではないでしょうか。

(担当: 森田 孝子)



署 控 え
-------

様式第1号

## 念書（兼同意書）

災害発生年月日	平成 年 月 日	災害発生場所	
第一当事者(被災者)氏名		第二当事者(相手方)氏名	

- 1 上記災害に関して、労災保険給付を請求するに当たり以下の事項を遵守することを誓約します。
  - (1) 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
  - (2) 相手方に白紙委任状を渡しません。
  - (3) 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ遅滞なく貴職に連絡します。
- 2 上記災害に関して、私が相手方と行った示談の内容によっては、労災保険給付を受けられない場合があることについては承知しました。
- 3 上記災害に関して、私が労災保険給付を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等（相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社（共済）等をいう。以下同じ。）に対する被害者請求権を、政府が労災保険給付の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。
- 4 上記災害に関して、私の個人情報及びこの念書（兼同意書）の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
  - (1) 貴職が、私の労災保険の請求、決定及び給付（その見込みを含む。）の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険等取扱保険会社（共済）に対して提供すること。
  - (2) 貴職が、私の労災保険の給付及び上記3の業務に関して必要な事項（保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳（その見込みを含む。）等）について、保険会社等から提供を受けること。
  - (3) 貴職が、私の労災保険の給付及び上記3の業務に関して必要な事項（保険給付額の算出基礎となる資料等）について、保険会社等に対して提供すること。
  - (4) この念書（兼同意書）をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。
  - (5) この念書（兼同意書）を保険会社等へ提示すること。

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

請求権者の住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

（※請求権者の氏名は請求権者が自署してください。）

## 「月刊社労士」に原稿の掲載を拒否されました！

全国社会保険労務士会連合会（以下、連合会）から毎月嫌でも送られてきます「月刊社会保険労務士」には通常「随想」コーナーがありますが、10月号ではどこを探しても載っていませんし、どこを探しても載っていない理由も載っていません。毎月「随想」を読むことを楽しみにしている会員に対して、載っていない理由について連合会は説明責任を果たす気が無いようですので、この場をお借りしてご報告し、この件に関する私の考えを述べたいと思います。

「随想」コーナーは会員からの純粋な投稿ではなく、都道府県会へ原稿依頼がなされていて、10月号については栃木県会（以下、県会）へ依頼（平成18年7月21日付）があり、県会の広報委員である私が書くことになりました。依頼内容は「自由論題で随想を書いてほしい」というものでした。念のため国語辞典で「随想」を調べましたら「思うまま、感じたまま（を書いた文章）」とのことですから“花”や“趣味”の話だけに限定されるわけではありません。しかも「自由論題」なので、連合会に対して私が日頃から“心配”していることを「思うまま、感じたまま」に書いても何らの問題もありません。ギリギリになってしまいました指定された締切日（平成18年9月19日）にも間に合わせました。

ところが、約1ヶ月後の10月11日になって連合会から県会に「編集会議で検討の結果、掲載を見合わせる」と連絡が電話でありました。編集会議はそもそもいつ行われたのでしょうか。10月号が送られてきたのが10月17日ですから、すでに印刷が終わっていた段階での連絡だったのではないのでしょうか。ほったらかしになっていたのを、「関地協」で栃木に行かなければならないので仕方なく嫌々連絡してきたのだ、と邪推してしまいます。

その後、県会からの求めに応じて、渋々「貴会会員からの随想不掲載についてのご連絡」という書面が送られてきましたが、私の文章が「不掲載」になった理由は全く理解できません。「自由論題の随想」という依頼に対して、私の文章が逸脱しているとは到底思えません。連合会が考える「一般的な随想のイメージ」とは何なのでしょう。「公序良俗に反している」「社会的秩序を乱す」「社会通念上不適切な」「個人を中傷する」文章ならば仕方ありませんが、私の文章はどれにも該当しません。連合会は、安くはない会費をきちんと納めている会員が、“心配”することすら許されないほど、閉鎖的な組織なのでしょう。「『連合会にもの申す』的なもの」だから掲載できないということは、連合会にもの申してはいけないということですか。連合会は自由に意見が言えない、独裁国家ですか。もしかしたら、「随想」コーナーでは掲載できないが、「投稿」コーナーならば掲載していただけるのですか。内容に制限があるのならば、最初から「自由論題」などと指示しないで下さい。「事実誤認」があるのならば、全文掲載の上で、事実誤認の部分をご指摘下さい。「事実誤認」があるのならば、私も考えを改めなければなりませんし、ご迷惑をおかけしたことを謝罪しなければなりません。

連合会が10月号で「随想」コーナーを急遽休載した理由を、全国3万人の愛読者に対して説明する義務と責任だけは、少なくとも存在すると思いますが……。

（担当：杵渕 徹）

# 会員の声

## 「生きる意味～養老孟司氏の講演より」

10月8日(日)、自治医科大学の学園祭で養老孟司氏の講演会があり、近所、無料ということで出かけてみました。

テーマは「生きる意味」。1時間半の講演時間であり、具体的な結論が出るようなテーマではないので、それを基に原稿を書くのは難しいのですが、その中で「仕事」について述べられた部分を取り上げてみます。(内容は氏の著書に沿っていたので、その中の文章も引用させていただきます。)

ニートやフリーターに調査すると、動かないのは「自分に合った仕事を探しているから」という理由を挙げる人が一番多いが、二十歳やそこらで自分なんてわかるはずがない。仕事というのは、社会に空いた穴だ。道に穴が空いていた。そのまま放っておくとみんなが転んで困るから、そこを埋めてみる。ともかく目の前の穴を埋める。それが仕事というものであって、自分に合った穴が空いているはずがない。その人が埋められる穴もあるけれども、埋められない穴もある。埋めたい穴と埋められる穴は別のこともある。埋めているうちに、穴を間違えたことに気づくということも十分あり得る。その時には転職をしてもいい。だけど辛抱してみなければ、本当に間違っているかどうかはわからない。

「仕事がつまらない」「会社が面白くない」というのは、自分のやることを人が与えてくれると思っているからだ。でも会社が自分にあった仕事をくれるわけではなく、会社は全体として社会の穴を埋めているのである。その中で本気で働けば目の前に自分が埋めるべき穴は見つかる。(「バカの壁」、「超バカの壁」新潮社より)

氏自身、長年解剖をされていて、「その頃は、死体を引き取り、研究室で解剖し、それをお骨にして遺族に返すまでが仕事であり、そのどこが自分に合った仕事なのか。」とおっしゃっています。

「向いていないと思っても、自分はこの事が好きだったんだと思い込んで、一生懸命仕事をなさい。それでもダメな時は、いろいろな不具合が現れるのでわかります。その時は違う仕事を探せば良いのです。」という氏の言葉に共感しました。

確かに、どうしてもなりたいたと思った職業に最初から就いているのは、一握りの人達でしょう。ずっと就けずにいる人も多いと思います。でも、社会に空いた穴を埋める、イコール社会に必要なことをしているということに、生きる意味があるのかもしれない。

講演は、もちろん仕事の話だけでなく、脳の仕組みや、情報化社会の問題点等に至るまで多岐にわたるものでした。

会場には、老若男女(高校生から八十歳を過ぎていると思われる人まで)、そして病院に入院している患者さんも、車椅子で来ていました。

皆それぞれ真剣に、「生きる意味」を考えているのだなあと思いながら帰路に着きました。

(県南支部：町田久美子)